

令和8年度（2026年度）

一般競争入札による
市有地の売払い

参加要領

八王子市

本要領に記載の事項を承知のうえ、入札に参加してください。

お 問 い 合 わ せ 先

<各物件の内容・入札参加申し込み・契約・引渡しについて>

八王子市 財務部 改革推進課

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号（本庁舎2階）

直通電話：042-620-7210

メールアドレス：b690900@city.hachioji.tokyo.jp

八王子市ホームページアドレス

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/tantoumadoguchi/009/007/p037861.html>

※ 市ホームページの検索欄にページID「P0037861」を入力すると、
該当ページを表示することができます。

ホームページはこちら



一般競争入札による売払いの流れ(概要)

1	入札参加の申し込み	令和8年(2026年)9月15日(火)から10月16日(金)まで 受付場所:八王子市本庁舎2階改革推進課窓口 受付時間:午前8時30分～午後5時(閉庁日を除く) ※入札保証金として、入札書に記載する額の100分の3以上の金額を入札日までに市へ納付していただきます。
2	入札及び開札契約の説明	令和8年(2026年)10月29日(木) 入札時間:午前10時30分(時間厳守) 集合場所:八王子市本庁舎8階801会議室 入室可能時間:午前10時00分～29分 ※入札保証金を納付した証拠として、入札保証金領収書兼納付証明書を確認させていただきます。 ※開札後に落札者へ契約等に係る説明を行います。
3	売買契約締結	令和8年(2026年)12月4日(金)まで ※契約保証金として売買金額の100分の10以上の金額を納付していただきます。 ※不動産登記に係る登録免許税等の契約にかかる費用については、購入者の負担となります。
4	売買代金支払期限	令和8年(2026年)12月18日(金)まで ※契約金額のうち、契約保証金を差し引いた残金を納付していただきます。
5	物件の引渡し	売買代金の納入確認後に現状有姿で物件を引き渡します。
6	所有権の移転登記	所有権移転登記は、八王子市が行います。 ※登記にかかる費用(登録免許税等)は、購入者の負担となります。

目 次

<参加要領>

1 はじめに	1
2 売払い物件	1
3 物件説明	3
4 入札参加資格	3
5 入札の申し込み	4
6 入札及び開札	5
7 入札結果の通知	9
8 契約	9
9 売買代金の支払期限	12
10 契約の解除	13
11 所有権の移転等	13
12 その他の注意事項等	13
物件調書	15
土地売買契約書(案)	22
<提出書類様式>	
一般競争入札参加申込書・受付書	38
入札書	40
委任状	42
各提出書類様式の記入例	43

1 はじめに

市有地の売払いを一般競争入札により実施します。入札は、「令和8年度(2026年度)一般競争入札による市有地の売払い参加要領」(以下「参加要領」といいます。)に基づいて行います。

一般競争入札とは、購入を希望する方が入札に参加していただき、市が定める最低入札価格以上で、最も高い価格を提示した方を購入者として決定する方法です。

参加要領及び物件の詳細を十分に確認のうえ、お申し込みください。

2 売払い物件

物件番号1(建物等解体撤去条件付き土地)

所在地	八王子市南大沢二丁目17番5			
土地	登記地目	宅地	現況地目	宅地
	登記地積	863.87㎡	実測地積	864.25㎡
最低入札価格	164,130,736円 ※最低入札価格未満での入札はできません。			
備考	・本物件は、建物等の解体撤去を条件としています。 ・建物、工作物、樹木等、現状有姿での引き渡しとなります。また、土地については、実測地積での売買となります。 ・最低入札価格は、建物等の解体費用を差し引いた価格です。			

《解体撤去の対象となる建物等》

所在地	八王子市南大沢二丁目17番5号			
建物	構造	鉄筋コンクリート造	建築面積	298.20㎡
	階数	地上2階地下1階	延床面積	923.59㎡
	建築年	平成4年(1992年)		
備考	・本物件は工作物等、現状有姿での引き渡しとなります。 ・建物の設備や工作物等の稼働、建物の安全性については、保証しません。 ・アスベスト含有分析調査を令和7年(2025年)2月に実施しています。 また、調査結果以外の場所の調査は実施していません。調査結果につきましては、八王子市役所本庁舎2階改革推進課の窓口にて配布する「物件番号1に関する資料」を確認ください。			

<解体条件>

買主は、本件土地の所有権移転日から3年以内に、自らの負担において建物等を解体及び撤去するものとする。

解体及び撤去の対象となる建物等とは、本件土地に存する建物とそれに付随する設備、備品、倉庫、工作物、浄化槽、給排水設備、植栽（伐根）、建物基礎、柵、擁壁、アスファルト舗装などすべてとし、整地まですること。

買主は、解体工事の実施に当たり、関係法令を遵守し、必要な届出及び許認可を受け、発生した廃棄物を適正に処理すること。

- ※ 建物等の解体撤去義務の履行を担保するため、所有権移転日から3年間の買戻特約を設定します。買主が契約に定める建物等の解体撤去義務に違反した場合、市は当該土地を買い戻すことがあります。なお、買戻特約の設定登記及び抹消登記に要する費用は購入者の負担となります。

物件番号2

所在地	八王子市元八王子町二丁目1927番8			
土地	登記地目	宅地	現況地目	宅地
	登記地積	132.84㎡	実測地積	132.84㎡
最低入札価格	7,439,040円 ※最低入札価格未満での入札はできません。			
備考	・本物件は、工作物、樹木等、現状有姿での引き渡しとなります。また、土地については、実測地積での売買となります。			

物件番号3

所在地	八王子市廿里町35番15			
土地	登記地目	宅地	現況地目	宅地
	登記地積	319.79㎡	実測地積	319.79㎡
最低入札価格	50,207,030円 ※最低入札価格未満での入札はできません。			
備考	・本物件は、工作物、樹木等、現状有姿での引き渡しとなります。また、土地については、実測地積での売買となります。			

3 物件説明

15ページ以降の物件調書や案内図をご覧のうえ、ご自身で現況を確認してください。物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための資料ですので、事前に必ず入札参加者ご自身で現地及び諸規制について調査・確認を行ってください。

アスベスト含有調査の結果等の物件1に関する資料を下記窓口で配布します。なお、境界確定図等一部の参考資料は下記窓口での閲覧に限ります。

その他詳細につきましては、下記へお問い合わせください。

● 各物件の内容・入札参加申し込み・契約等の事務について ●

八王子市役所本庁舎 2 階 財務部改革推進課

電話 042-620-7210(直通)

メールアドレス b690900@city.hachioji.tokyo.jp

※ メールでお問い合わせの場合、件名を「一般競争入札問合せ」としてください。

※お問い合わせ内容で、質問者以外に周知を図る必要がある場合は、市のホームページにてお知らせします。

4 入札参加資格

入札には特別な資格などの必要はなく、個人・法人を問わず、どなたでも参加できます。

ただし、次に掲げる事項に該当する方は、入札に参加できません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当すること
- (2) 法人税、消費税及び地方消費税並びに市町村税を滞納している者であること
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条 2 号に規定する団体若しくはその構成員又はその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある団体であること
- (4) 八王子市暴力団排除条例(平成 23 年八王子市条例第 23 号)第 2 条に該当すること
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員であること
- (6) 八王子市における八王子市競争入札等参加有資格者指名停止措置要綱(平成 7 年 9 月

- 1日)第2条第1項の規定に基づき、指名停止の措置を受けている者であること
- (7)破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法(大正11年法律第71号)第132条又は第133条の規定による破綻申立てがなされている者であること
- (8)会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て又は同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法施行による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(民事再生法(平成11年法律第225号)第174条に規定する再生計画認可の決定を受けている場合を除く。)であること
- (9)民事再生法(平成11年法律225号)第21条の規定による再生手続開始の申立て又は平成12年3月31日以前に、同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件にかかる同法施行による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てがなされている者であること
- (10)清算中の株式会社である事業者について、会社法(平成17年法律第86号)第511条に基づく特別清算の申立てがなされている者であること
- (11)地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市の職員であること
- (12)その他、八王子市が参加要領の内容に対して不適当と判断した者であること

5 入札の申し込み

この入札に参加するためには、事前に申し込みが必要となりますので、入札に参加される方は次のとおりに申し込みを行ってください。郵送、電話、ファックス、電子メールなどによる受付は行いませんので、下記の受付場所にてお申し込みください。

(1)受付期間

令和8年(2026年)9月15日(火)～10月16日(金)(土・日・祝日の閉庁日を除く)

午前8時30分～午後5時(正午から午後1時までを除く)

(2)受付場所

八王子市元本郷町三丁目24番1号

八王子市役所 本庁舎2階 財務部改革推進課

(3)提出書類

ア 一般競争入札参加申込書・受付書

イ 印鑑証明書(発行から3ヶ月以内のもの)

ウ 委任状(代理人が入札する場合のみ)

※ 法人がその従業員・職員に入札事務等を委任する場合であっても、委任状の提出は必要です。

※ 内容を確認後、返却します。入札時に持参してください。

(4)受付時交付書類

ア 一般競争入札参加申込受付書

イ 入札保証金納付書(三連の振込用紙)

ウ 入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書

(5)留意事項

共有名義での所有権登記の希望がある場合、「様式1-2」により共有予定者全員の連名で申し込みをしてください。

6 入札及び開札

(1)入札及び開札の日時・場所 ※ 郵送・ファックス等による入札はできません。

ア 集 合 日 時 : 令和8年(2026年)10月29日(木)

(入室可能時間) 午前10時00分～午前10時29分

イ 入札開始時刻 : 午前10時30分

ウ 開 札 : 入札締切後、即時開札

エ 入札・開札会場 : 八王子市元本郷町三丁目24番1号

八王子市役所 本庁舎 8階 801 会議室

(2)持参・提出する物 ※ 持参・提出書類不足の場合は、入札に参加できません。

ア 入札書(入札用封筒に封印、封かんして持参してください。53ページ参照)

イ「入札保証金領収書兼納付証明書」の原本及びそのコピー1部(金額は7ページ参照)

ウ 一般競争入札参加申込受付書(受付時に交付したもの)

エ 入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書(受付時に交付したもの)

オ 委任状(代理人が入札する場合のみ。42、43ページ参照)

(3)入札書の記入について

入札書(40ページに綴じ込み)は、金額等を記入したうえで、当日ご持参ください。

ア 申込者本人(代表者)が入札する場合

- ・ 申込者が法人の場合は、その所在地・名称・代表者名を記入し、代表者の登録印を押印してください。
- ・ 申込者が個人の場合は、住所・氏名を記入し、実印を押印してください。

イ 代理人が入札する場合

- ・ 申込者(本人・代表者)の住所・氏名(所在地・法人名・代表者名)及び代理人の住所・氏名を記入してください。
- ・ 申込者(本人・代表者)の印鑑(実印で法人にあつては代表者の登録印)及び代理人の印鑑(委任状に押印した「代理人の印」に限る。)をそれぞれ押印してください。

ウ 入札書への金額記入には、算用数字を使用し、金額の頭書に「¥」の記号を付記してください。

エ 入札書の内容の訂正はできません。(入札は、無効となります。)

オ 金額以外の訂正、挿入、削除した個所には申込者の印(代理人の場合は代理人の印)を押してください。

(4)最低入札価格

物件 1	164,130,736円
物件 2	7,439,040円
物件 3	50,207,030円

※上記金額未満での入札はできません。

(5)入札保証金

ア 入札に参加するには、下記の入札保証金の納付が必要となります。

入札保証金の額

ご自分が入札する額の100分の3以上の額です。

(円未満切上げ)

イ 入札参加申し込み受付時に交付する入札保証金納付書により、公金取扱い金融機関で納付してください。

ウ 落札者は、納付した入札保証金の全額を契約保証金に充当できます。返還を希望する場合、契約締結後(売買代金又は契約保証金の納付確認後)にお返しします。なお、入札保証金に利息は付きません。ただし、落札者が落札物件の売買契約を締結しないときは、入札保証金は本市に帰属し、返還はいたしません。

エ 落札者以外の方の入札保証金は、入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書に記載された金融機関の口座へ振り込みにより返還します。入札保証金に利息は付きません。なお、返還には入札終了又は、市が入金を確認した後から、4週間程度を要しますので、ご了承ください。

オ 入札保証金は、入札参加者が入札に関し不正の行為をしたときは返還しません。

カ 入札保証金が入札金額の100分の3未満の場合、落札は無効となります。

(6)入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効となります。

ア 入札に参加する資格のない者が入札したとき。

イ 入札保証金の納付がないか、入札保証金が入札額の100分の3に満たない入札をしたとき。

ウ 入札保証金の「入札保証金領収書兼納付証明書」の原本を持参、及び、その写しの提出のない入札をしたとき。

エ 市の指定した最低入札価格未満の金額を入札したとき。

オ 入札者が同一の入札に2以上の金額を記入し、入札をしたとき。

カ 入札者本人が他の入札者の代理人として入札をしたとき。

キ 一人の入札代理人が2者以上の入札者の代理人として入札したとき。

ク 入札者が連合して入札したとき。その他、入札に際して不正の行為があったとき。

- ケ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- コ 入札書の入札金額の表示を改ざんし、又は訂正してあるとき。
- サ 入札書の入札金額以外の記載事項を訂正、挿入、又は削除した場合、その箇所に押印のないとき。
- シ その他、入札に際して不正な行為があったとき。

(7)入札にあたっての全般的な注意事項

- ア 申込者又は代理人が必ず入札に出席してください。また、代理人により入札する場合、あらかじめ「様式3」委任状(42ページ)を提出のうえ、入札書には申込者に加え、代理人も住所・氏名等を記入し押印してください。
- イ 入室可能時間内に入札会場へ入室してください。入室が遅れた場合、入札に参加することができない場合がありますのでご注意ください。
- ウ 入札の参加に当たっては、本参加要領の内容を事前に十分確認しておいてください。
- エ やむを得ない事由により入札への参加ができない場合、必ず事前に連絡してください。

(8)入札会場での注意事項

- ア 入札会場への入室は1名とします。共有名義で申し込まれる方についても、入室できる方は1名ですので、他の共有者からの委任状を提出してください。
- イ 入札参加者は、受付にて一般競争入札参加申込受付書、入札保証金領収書兼納付証明書の原本及びコピー1部、入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書を提出してください。
- ウ 入札書は、入札会場への入室前に封筒の封印・封かん(封の糊付け)を行ってください。また、封かんする前に入札書に記載の金額(頭書きに「¥」を記入)、物件番号、所在地等を再確認してください。
- エ 入札書は、係員の指示により提出していただきます。入札済みの入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え、または撤回をすることはできません。
- オ みだりに自席を立て、他の参加者と会話を交わす等、疑惑を持たれる行動は厳に慎んでください。
- カ 携帯電話の使用は禁止しますので電源を切ってください。
- キ 入札の回数は1回とし、再度入札は実施しません。

7 入札結果の通知

開札は、入札後直ちに、入札者の立会いのもとで行い、落札者がある場合は、次の方法により決定し、知らせます。入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない八王子市職員が立ち会います。この場合、異議の申し立てはできません。

- (1)有効な入札を行った者のうち、市の定める最低入札価格以上かつ他の入札者の入札価格より高い価格で入札した者を落札者とします。なお、市へ納付した入札保証金が落札価格の100分の3に満たない場合、その落札は無効となります。
- (2)落札となるべき価格の入札をした者が、2者以上の場合、直ちにくじによって落札者を決定します。対象者が不在の場合、当該入札事務に関係のない八王子市職員にくじを引かせます。この場合、異議の申し立てはできません。
- (3)落札者は、その権利を他者に譲ることはできません。
- (4)落札者が決定した場合、その場で次の内容を公表します。落札者が決定しなかった場合は、その旨を開札に立ち会った入札者全員に知らせます。

ア 落札者が法人の場合…商号及び落札金額

イ 落札者が個人の場合…「個人」であること(氏名の公表はしません。)及び落札金額

- (5)落札者・落札金額は、市のホームページなどで公表の対象とします。

※ 落札者が個人の場合の住所及び氏名を除く

- (6)落札者には、開札終了後に契約説明を行いますので入札会場に残ってください。正当な理由なく契約説明を受けない場合は、落札者としての資格を取り消す場合があります。
- (7)落札者と決定された者が前記「4入札参加資格」(3ページ)のただし書きのいずれかに該当することが契約の確定までに判明した場合、落札者の決定を取り消します。

8 契約

(1)契約の期日

落札者は、**令和8年(2026年)12月4日(金)**までに市と土地売買契約(土地売買契約書(案)22～36ページ)を締結していただきます。

(2) 契約時に必要な費用

ア 契約保証金(落札金額の100分の10以上の金額)

※ 入札保証金を充当した場合は、入札保証金を差し引いた金額の契約保証金額
〔納付については、市の定める納付書により納めてください。〕

イ 次の費用は、落札者で契約締結に至る方(以下「購入者」という)の負担となります。

番 号	売買契約書に貼付する収入印紙	登記に必要な登録免許税
物件1	60,000 円分の収入印紙	1,764,200 円分の領収証書 ※ 買戻特約に係る登記費用を含みます。
物件2	5,000 円分の収入印紙	91,600 円分の領収証書又は収入印紙
物件3	10,000 円分の収入印紙	522,800 円分の領収証書又は収入印紙

※1 売買契約書に貼付する収入印紙は最低入札価格に基づいて算出したもので、
契約金額によって異なる場合があります。

※2 登記に必要な登録免許税の領収証書(原本)又は収入印紙を嘱託登記請求までに提出してください。

(3) 契約締結時に用意していただく書類等

ア 個人の方 … 印鑑(実印)及び個人番号(マイナンバー)の記載のない住民票(発行から
3か月以内)

イ 法人の方 … 印鑑(代表者登録印)、定款及び役員名簿

※ 共有名義で入札した場合、共有者全員分の書類等の提出が必要です。

(4) 契約上の注意

ア 売買契約は、必ず「落札者」名義(共有名義で入札参加した場合は、「共有者全員」の
名義)で契約していただきます。

イ 落札者が契約締結期限(令和8年(2026年)12月4日(金))までに契約をしない場
合は、落札はその効力を失います。その場合、入札保証金は違約金として市に帰属
し、返還しません。また、契約を辞退した日から3年間は、土地の一般競争入札売払い
への入札参加資格が停止されます。

ウ 一般競争入札参加申込書に記載のある誓約事項及び契約締結時に提出のあった役
員名簿に基づき、警察署に対し、暴力団などでないことを確認するために照会する

場合、収集した個人情報を警察に提供します。照会の結果、「4 入札参加資格」(3 ページ)のいずれかに該当し、入札参加を有していないと判明した場合、落札者とは契約を行いません。また、すでに契約締結済みの場合は、契約を解除します。

(5) 契約上の主な特約

売買契約には次の特約を付しますので、これらの定めに従っていただきます。

ア 用途の制限

物件の土地利用については、都市計画法や建築基準法など、各種関係する法令を遵守してください。また、次に掲げる用途での使用を禁止します。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業の用途
- ・公序良俗に反する用途
- ・墓地及びこれに類する用途

イ 物件の土地利用

物件1については、次の土地利用等を遵守してください。

- ・契約締結日から建物の解体が完了又は使用を始めるまでの間、第三者が侵入できないように仮囲いを設置すること。
- ・契約締結日から3年以内に解体し、解体後は書面にてその旨を報告すること。
- ・購入者の責めに帰さない事由により契約締結日から3年以内に解体を行うことができない場合、その旨を市へ書面により報告し、承諾を得ること。
- ・土地の改変や建物の解体などを行う場合は、法令などの規定に基づく所定の手続きを行った上で適切かつ、安全に行うこと。
- ・上記に係る費用については、購入者の負担で行うこと。

ウ 所有権移転等の禁止

契約締結日から3年間は、所有権の移転、又は権利の設定を原則として禁止します。ただし、次のような事由の場合には、あらかじめ八王子市の承諾を書面で受けることで所有権の移転又は権利の設定をすることができます。

- ・購入者が、自らの建物を建設するにあたり、資金を借受けるために抵当権を設定する場合
- ・購入者が、相当の有益費を投じて造成等を行い宅地分譲する場合
- ・購入者が、住宅を建設し分譲する場合

- ・その他、相当の事由があると本市が認めた場合

エ 実地調査等

遵守状況を確認するために、市は随時、土地の利用状況について実地調査を行います。実地調査の際には、購入者に協力していただきます。

オ 違約金

- ・ 購入者が前記条件「ア 用途の制限等」「イ 物件の土地利用」「ウ 所有権移転等の禁止」に違反した場合は、売買代金の100分の30の違約金を支払っていただいたうえで、契約を解除します。
- ・ 購入者が前記条件「エ 実地調査等」に違反した場合、売買代金の100分の10 の違約金を支払っていただきます。

(6)契約不適合責任

契約締結後に、この土地に数量の不足その他隠れた瑕疵があることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約を解除することができないものとします。

また、物件番号2及び3について、「消費者契約法」(平成12年法律第61号)第2条第1項に規定する消費者に該当する場合は、売買代金を限度額とし、修補若しくは損害賠償請求又は契約解除について、八王子市と協議することができます。ただし、この場合において、引渡しの日から2年以内、かつ購入者が契約不適合を知った時から1年以内に書面で八王子市に通知する必要があります。

※ 購入者に責めのある場合、契約締結時に既に知っていた事実、または通常予見できない特別な事情による損害は除く。

9 売買代金の支払期限

令和8年(2026年)12月18日(金)までに売買代金の全額から契約保証金額を差し引いた残額をお支払いいただきます。

※売買代金の分割納入はできません。

10 契約の解除

- (1) 契約締結後、売買代金の納付が指定期日(令和8年(2026年)12月18日(金))までに行われなかった場合には、契約保証金は市が没収し、売買契約を解除します。
- (2) 購入者が売買契約に定める義務を果たさないときは、売買契約を解除することがあります。

11 所有権の移転等

- (1) 所有権の移転及び物件の引渡しは、売買代金全額が完納された日とします。
- (2) 所有権の移転登記は、売買代金の完納が確認された後、八王子市が管轄法務局に対して直接嘱託します。
- (3) 売買契約書(八王子市保管用のもの1部)に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税等、契約の締結及び履行に関し必要な一切の費用は、購入者の負担となります。
- (4) 共有者全員の名義で売買契約を締結した物件については、共有名義で所有権の移転登記を行います。共有持分については、契約前にご連絡ください。
- (5) 購入者は、売買物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

12 その他の注意事項等

(1)入札手続きなどについて

- ア 不正な申し込みがあった場合は、その申し込みを取り消すことがあります。
- イ 入札の公正、競争性を確保するため、入札参加状況等の問合せについては、一切お答えできません。
- ウ 物件の引渡しは現状のままで行いますので、必ず事前に現地及び諸規制について調査確認をしてください。また、現地を確認されるときは、周辺の迷惑にならないように注意してください。
- エ 予告なく入札中止、内容変更をする場合があります。

(2)物件の引き渡し、土地利用等について

- ア 物件の引き渡しは、現状のままで行いますので、敷地の整備、草木の除却、敷地内外の電柱・交通安全施設、並びにフェンス・囲障・擁壁等の撤去、移設は市では行いません。
- イ 売買契約締結日から売買物件の引渡しの日までの間において、市の責めに帰すことのできない理由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、市は、その損害を負担しません。
- ウ 売買物件の活用にあたっては、法令等の規制を厳守しなければなりません。
- エ 売買物件の土地利用に関し、隣接土地所有者、地域住民等との調整が生じた場合は、すべて購入者において行っていただきます。
- オ 購入者が、売買契約に定める義務を履行しないために、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

- (3)本市は、地元経済の振興及び市内業者の育成と中小企業振興を施策として掲げているため、整備に際しては、できる限り市内に本店を置く中小業者への発注をお願いします。

物件調書【物件番号 1】

所在地		八王子市南大沢二丁目 17 番 5			
最低入札価格		164,130,736 円 ※建物等の解体費用を差し引いた価格です。			
地目		登記地積	宅地	現況地目	宅地
地積		登記地積	863.87 ㎡	実測地積	864.25 ㎡
道路幅員及び接道状況等		道路幅員は、東側 6m、西側 24m 東側及び西側道路は建築基準法上 42 条 1 項 1 号道路			
		当該敷地と道路には高低差があります。			
私道の負担等に関する事項		無	負担等の内容	－	
法令等に基づく制限	区域区分	市街化区域		建ぺい率	50%
	用途地域	第一種中高層住居専用地域		容積率	150%
	高度地区	第二種高度地区		地区計画	－
	防火・準防火地域	準防火地域		日影規制	(－)
供給処理施設の状況	区分	引込状況	事業所等		
	電気	有	東京電力エナジーパートナー 多摩カスタマーセンター		
			TEL：0120-995-661		
	上水道	有	東京都 水道局多摩お客さまセンター		
			TEL：0570-091-100・042-548-5110		
	下水道	有	(公財)東京都都市づくり公社 下水道部下水道事務所		
			TEL：042-648-9381		
都市ガス	有	東京ガスお客さまセンター			
		TEL：0570-002211			
CATV	可	J:COM カスタマーセンター			
		TEL：0120-914-000			
交通機関	徒歩	京王線南大沢駅まで約650m（徒歩約 9 分）			
	バス	バス停留所：大平公園まで約350m（徒歩約 4 分）			
	電車	最寄駅：京王線南大沢駅			
公共施設等	区分	施設名称		距離	時間
	事務所	南大沢事務所		約600m	徒歩約 8 分
	学校	市立柏木小学校		約 260m	徒歩約 4 分
		市立南大沢中学校		約 600m	徒歩約 9 分
	郵便局	南大沢駅前郵便局		約180m	徒歩約 3 分
	警察署	南大沢警察署		約 800m	徒歩約 12 分

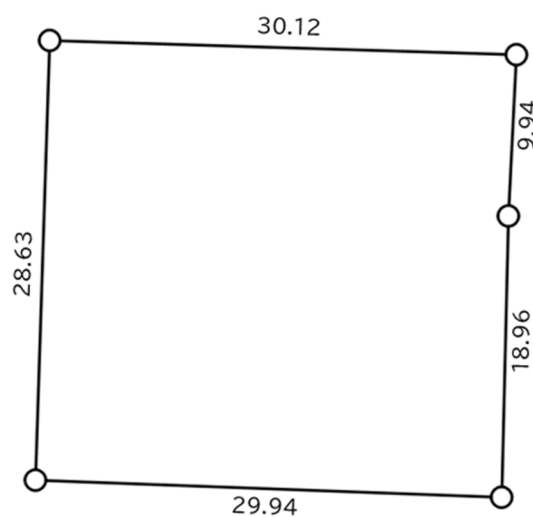
特記事項	①	本物件に係る詳細は、別途改革推進課の窓口で配布する「物件番号1に関する資料」を参照してください。
	②	本物件は、建物等の解体撤去を引き渡しの条件としています。
	③	本物件(土地・建物・工作物)は、現状有姿での引き渡しとなります。 ※必ず現況等を確認してください。
	④	敷地の整備(仮囲いを含む。)及び草木の除却並びに敷地内外の電柱及びフェンス・ 囲障・擁壁等の撤去、移設は八王子市では行いません。
	⑤	道路及び隣接地との境界証明書があります。 ※北側の隣接地の擁壁の一部が、当該敷地に越境しており、建物を建設した際に設 置した擁壁と境界が確定されている位置と異なります。また、北側及びその他隣 接地との越境があった場合は、買主が隣接者と協議してください。
	⑥	土壌汚染調査、地質調査、地下埋設物調査は行っていません。 ※土壌地歴調査を令和7年(2025年)7月に実施しており、調査結果については、 「物件番号1に関する資料」で確認してください。
	⑦	アスベスト含有分析調査を令和7年(2025年)2月に実施しています。 また、調査結果以外の場所の調査は実施していません。 ※調査結果については、「物件番号1に関する資料」で確認してください。
	⑧	土地の改変や建物の解体等を行う場合、関係する法令などの規定に基づく所定の手 続きを行った上で、安全かつ適切に行ってください。また、それらに係る費用につい て、八王子市は一切負担しません。
	⑨	劣化・耐震調査など、アスベスト含有分析調査(上記⑦)以外に調査を行っていない ため、建物の設備や工作物等の稼働、建物の安全性の保証はできません。
	⑩	解体建物の床面積は、建築確認時の延床面積です。
	⑪	本物件の工事について、住宅地に所在することから、建物の解体等を行う際には騒 音防止など、近隣へ配慮してください。
	⑫	開発や宅地造成等を行う際は、許可等が必要か否かも含めて確認してください。 詳細については、まちなみ整備部 開発指導課(042-620-7261)へお問い合わせ してください。

建物概要	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根 地上2階地下1階建			
	用途	保健相談所(相談所)			
	床面積	地下1階	397.00 m ²	1階	256.93 m ²
		2階	269.66 m ²	合計	923.59 m ²
	建築年	平成4年(1992年)			
	附属設備	敷地内に受変電設備あり			
	建物登記	未登記です。			

案内図



見取図



単位:m

物件調書【物件番号 2】

所在地		八王子市元八王子町二丁目1927番8			
最低入札価格		7,439,040円			
地目		登記地積	宅地	現況地目	宅地
地積		登記地積	132.84 m ²	実測地積	132.84 m ²
道路幅員及び接道状況等		道路幅員は、西側8m 西側道路は、建築基準法第 43条 1 項ただし書き道路			
私道の負担等に関する事項		無	負担等の内容	－	
法令等に基づく制限	区域区分	市街化区域		建ぺい率	40%
	用途地域	第一種低層住居専用地域		容積率	80%
	高度地区	第一種高度地区		地区計画	元八王子西部地区
	防火・準防火地域	なし		日影規制	(－)
	その他				
供給処理施設の状況	区分	設置状況	事業所等		
	電気	有	東京電力エナジーパートナー 多摩カスタマーセンター TEL：0120-995-661		
	上水道	有	東京都 水道局 多摩お客さまセンター TEL：0570-091-100・042-548-5110		
	下水道	有	(公財)東京都都市づくり公社 下水道部下水道事務所 TEL：042-648-9381		
	都市ガス	有	東京ガス お客さまセンター TEL：0570-002211		
	CATV	可	J:COM カスタマーセンター TEL：0120-914-000		
交通機関	徒歩	JR高尾駅まで約2,100m（徒歩約30分）			
	バス	バス停留所：鍛冶屋敷（徒歩約4分） ※JR高尾駅行、JR高尾駅より京王線高尾駅乗り換え可能			
	電車	最寄駅：JR高尾駅			
公共施設等	区分	施設名称		距離	時間
	事務所	元八王子事務所		約1,900m	徒歩約25分
	学校	市立城山小学校		約300m	徒歩約6分
		市立城山中学校		約1,500m	徒歩約20分
	郵便局	元八王子三郵便局		約600m	徒歩約10分

特記事項	①	本物件は、現状有姿での引渡しとなります。
	②	境界確認書があります。市道管理区域証明書はありません。
	③	地下埋設物調査及び地盤調査は行っていません。
	④	道路施設の改築や移設を行う場合や、敷地の沿道掘削を行う場合は、申請（届）が必要です。
	⑤	敷地の整備や草木の除去等は、八王子市では行いません。
案内図		
見取図		

物件調書【物件番号 3】

所在地		八王子市廿里町35番15			
最低入札価格		50,207,030円			
地目		登記地積	宅地	現況地目	宅地
地積		登記地積	319.79 m ²	実測地積	319.79 m ²
道路幅員及び接道状況等		道路幅員は、南側5m、東側は12m 南東側及び北東側道路は、建築基準法第 42 条 1 項 1 号道路 ※北側位置指定道路は、廃止予定のため建築線とはなりません。			
私道の負担等に関する事項		無	負担等の内容	－	
法令等に基づく制限	区域区分	市街化区域		建ぺい率	40%
	用途地域	第一種低層住居専用地域		容積率	80%
	高度地区	第一種高度地区		地区計画	なし
	防火・準防火地域	なし		日影規制	(－)
	その他	多摩陵風致地区(第 2 種)			
供給処理施設の状況	区分	設置状況	事業所等		
	電気	有	東京電力エナジーパートナー 多摩カスタマーセンター TEL：0120-995-661		
	上水道	有	東京都 水道局 多摩お客さまセンター TEL：0570-091-100・042-548-5110		
	下水道	有	(公財)東京都都市づくり公社 下水道部下水道事務所 TEL：042-648-9381		
	都市ガス	無	東京ガス お客さまセンター TEL：0570-002211		
	CATV	可	J:COM カスタマーセンター TEL：0120-914-000		
交通機関	徒歩	J R 高尾駅まで約230m（徒歩約 5 分）			
	バス	バス停留所：J R 高尾駅北口（徒歩約 5 分）			
	電車	最寄駅：J R 高尾駅・京王電鉄高尾駅			
公共施設等	区分	施設名称		距離	時間
	事務所	浅川事務所		約550m	徒歩約 10 分
	学校	市立浅川小学校		約550m	徒歩約 10 分
		市立浅川中学校		約600m	徒歩約 12 分
	郵便局	浅川郵便局		約350m	徒歩約 7 分

特記事項	①	本物件は、現状有姿での引渡しとなります。
	②	境界確認書があります。
	③	地下埋設物調査及び地盤調査は行っていません。
	④	道路施設の改築や移設を行う場合や、敷地の沿道掘削を行う場合は、申請又は届出が必要です。
	⑤	本物件の敷地の一部には建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路(位置指定道路)が含まれています。建築確認申請前に当該部分の取扱いについてまちなみ整備部 建築指導課(042-620-7264)へお問い合わせください。
	⑥	敷地の整備や草木の除去等は、八王子市では行いません。
案内図		
見取図	単位:m	

建物等解体撤去条件付き土地売買契約書(案)

売主 八王子市 と買主 ○○○ は、土地の売買に関し、次のとおり契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 売主及び買主は、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(売買物件及び売買価額)

第2条 売主は、その所有する次に掲げる土地(以下「本件土地」という。)を買主に、金○○,○○○,○○○円をもって買主に売り渡す。

所 在 八王子市南大沢二丁目17番5

地 目 宅地

登記面積 863.87㎡

実測地積 864.25㎡

2 買主は第10条の規定に基づき、本件土地の上に存する建物等(建物の付帯設備、工作物、樹木その他一切の動産を含む。以下「本件建物」という。)を解体撤去しなければならない。

(契約保証金)

第3条 買主は、本契約締結と同時に、契約保証金として金○,○○○,○○○円を、売主の発行する納入通知書によりその指定する場所に納入しなければならない。

2 売主は、買主が次条に定める支払義務を履行したときは、契約保証金は、民法第557条に定める手付金とは解さず、前条の売買代金の一部に充当するものとする。

3 売主は、買主が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金は売主に帰属させることができる。また、買主の責に帰すべき事由により契約が無効又は履行不能となった場合においても同様とする。

4 第1項の契約保証金は、第21条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解しない。

5 第1項に定める契約保証金には利子を付さない。

(代金の支払い)

第4条 買主は、第2条の代金のうち、前条第1項に定める契約保証金を除いた金○○,○○○,○○○円を、売主の発行する納入通知書により、令和8年(2026年)12月18日までにその指定する場所において支払わなければならない

(遅延利息)

第5条 買主は、第2条の売買代金を支払期日までに支払わなかったときは、当該納付期限の翌日から支払い完了日までの日数に応じ、年 3.0%の割合で計算した遅延利息を売主に支払わなければならない。この場合において、年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。なお、遅延利息に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(所有権の移転及び物件の引渡し)

第6条 本件土地の所有権は、買主が売買代金(前条の遅延利息がある場合は、これを含む。)の支払を完了したときに、売主から買主に移転したものとする。

- 2 本件土地は、前項の規定により、その所有権が移転したときに、現状有姿のまま買主に対して引渡しがあったものとする。

(所有権の移転登記等)

第7条 前条の規定により本件土地の所有権が移転した後、買主は、速やかに売主に対し所有権の移転登記を請求するものとし、売主は、その請求により遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。

- 2 前項に係る登記に必要な書類及び費用は、買主の負担とする。
- 3 売買物件の土地においては、第2条に定める登記地積により買主に所有権の移転を登記する。なお、買主が第1項の規定により所有権を移転した後に地積更正等、登記手続きが必要となった場合は、買主が自らの責任と負担により行うものとする。

(買戻特約)

第8条 売主は、所有権移転日から3年間、買主が第10条第1項に定める義務に違反した場合は、売買代金をもって、本件土地の全部又は一部を買い戻すことができるものとする。

- 2 売主は、前項の定めにより本件土地を買い戻したことにより、買主に損害が生じても、その責めを負わないものとする。
- 3 同条の特約は、登記により設定するものとし、第10条の義務の履行を売主が確認した後、登記の抹消手続きを行うこととする。
- 4 前項の登記に係る手続き及び費用の一切は買主が負担することとする。

(用途の制限等)

第9条 買主は、売買物件を使用するにあたり、都市計画法、建築基準法をはじめ、各種関係法令等及び参加要項並びに売主及びその他関係各機関の定めを遵守しなければならない。

- 2 買主は、売買物件を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に定める風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業の用に供してはならない。

3 買主は、売買物件を次の各号に定める公序良俗に反する用途に使用してはならない。

- (1) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団、その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等
- (2) 地域住民の安全及び青少年の健全育成を著しく阻害するおそれのある施設等
- (3) 過去に社会的に重大な被害を生じさせたと認められる団体が利用する等
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体の事務所等の用途に利用する等
- (5) その他、公序良俗に反する用途であることを売主が認めた場合

4 買主は、売買物件を「墓地、埋葬等に関する法律」(昭和23年法律第48号)第2条第5項に定める墓地、その他これに類する用途に供してはならない。

(建物の解体)

第10条 買主は、本件土地上に存する建物及びその附属物等(以下「建物等」という。)について、所有権移転日から3年以内に、自らの責任及び負担において解体及び撤去を完了しなければならない。ただし、売主が存置を認めたものについては、この限りでない。

- 2 前項の建物等には、建物に附属する電気設備、空調設備、給排水設備、防災設備その他の設備機器、備品、残置物、門扉、フェンス、柵、倉庫、物置、舗装、植栽その他の附属物並びに建物基礎、地下埋設物その他の地中構造物を含むものとする。
- 3 買主は、第1項に規定する解体工事の着手前に、当該解体工事の工程表その他売主が求める書類を提出しなければならない。また、買主は、解体撤去工事完了後、速やかに工事完了報告書及び工事写真その他売主が必要と認める書類を提出しなければならない。
- 4 売主は、買主の前項に規定する義務の履行状況を把握するため売主が必要と認めるときは、実地検査を行うことができる。
- 5 買主は、解体工事の実施に当たり、関係法令を遵守し、必要な届出を行い、許認可を受けなければならない。また、発生した廃棄物について、買主の責任において適正に処分すること。
- 6 既存の擁壁を撤去する場合は、隣接する土地及び隣接者に影響がないように新たに擁壁を設置する等、法令などの規定に基づき、安全を確保しなければならない。
- 7 同条に係る内容において、隣接する土地の所有者及び隣接者と協議等が必要となる場合、買主が協議等を行うこと。
- 8 買主は、この契約の締結後から建物の解体が完了するまでの間、売買物件の土地に仮囲いをしなければならない。
- 9 買主の責めに帰することができない事由により第1項の期限内に解体撤去できない場合は、事前に書面により売主へ報告し、その指示を受けるものとする。

10 買主は、本件建物の管理、解体及び撤去並びに解体撤去後に判明した地下埋設物、地中構造物その他これらに類するものに起因して生じた損害又は第三者との紛争については、自らの責任及び負担においてこれ进行处理するものとし、売主に対して一切の請求を行わないものとする。

11 同条に係る必要な書類及び費用は、買主の負担とする。

(危険負担)

第11条 買主は、この契約の締結のときから売買物件の引渡しの日までの間において、売主の責めに帰すことのできない理由により売買物件が滅失し、又はき損等の損害が生じたときは、売主に対してその損害の負担を請求することができないものとする。

(契約不適合責任)

第12条 買主は、第6条に定める本件土地の引渡後、本件土地に数量の不足その他かくれた瑕疵(地下埋設物等を含む。)があることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(調査の有無)

第13条 売主は令和7年(2025年)2月に実施したアスベスト含有分析調査以外の箇所について、買主は、アスベスト含有分析調査を実施していないことを了知する。

2 買主は、本件土地について土壌汚染調査、地質調査及び地下埋設物調査を実施していないことを了知する。

(所有権の移転等の禁止)

第14条 買主は、この契約の所有権移転日から3年間、売買物件について、第三者に所有権の移転をし、又は権利の設定をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この限りではない。

(1) 買主が、売買物件を購入し、又は自らの建物を建設するにあたり、資金を借り受けるために抵当権を設定する場合

(2) 買主が、相当の有益費を投じて造成等を行い宅地分譲する場合

(3) 買主が、住宅を建設し分譲する場合

(4) 買主が、建物を解体し、新たに建設した場合

(5) その他相当の事由があると売主が認めた場合

2 買主は、前項ただし書の規定により第三者に所有権の移転、又は権利の設定をする場合、あらかじめ売主に対して、売主の求める書面を提出し、売主の承諾書の交付を受けなければならない。

(実地調査等)

第15条 売主は、この契約に定める事項に関して、必要があると認めるときは、買主に対し質問し、随時に売買物件の現地、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 買主は、売主から要求があるときは、売買物件について所有権の移転又は権利の設定を行っていない事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて、売買物件の利用状況等を直ちに売主に報告しなければならない。

3 買主は、正当な理由なく前2項に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(義務の承継)

第16条 買主は、本件土地の所有権を第三者に移転するときは、当該第三者に第9条、第10条及び前条の規定を引き継ぐとともに遵守させなければならない。

(契約の解除)

第17条 売主は、買主がこの契約に定める義務を履行しないときは、契約を解除することができる。

2 前項に規定により売主がこの契約を解除したときは、売主は、買主が第19条に規定する原状回復等の義務を完全に履行した後、買主に対し売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息は付さない。

3 前項の場合、買主は、売買物件について支出した必要費、有益費その他一切の費用を売主に対し請求することができない。

(返還金等)

第18条 売主は、第17条に定める解除権を行使したときは、買主が第19条に定める原状回復等の義務を完全に履行した後、買主が支払った第2条の定めにより支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 売主が解除権を行使したときは、買主の負担した契約の費用は返還しない。

3 売主が解除権を行使したときは、買主が支払った違約金及び買主が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用を売主に請求することはできない。

4 買主は、売主が解除権を行使したときであっても、第20条に定める違約金及び第21条に定める損害賠償金を支払わなければならない。

5 売主は、第1項の規定により売買代金を返還する場合において、買主が第20条に定める違約金又は第21条に定める損害賠償金を支払うべき義務があるときは、返還すべき売買代金とこれらの違約金等の全部又は一部と相殺する。

(原状回復等)

第19条 買主は、売主が解除権を行使したときは、売主の指定する期日までに、買主の負担で、売買物件を原状に回復して売主に返還しなければならない。ただし、売主が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 買主は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を売主に支払わなければならない。又、買主の責めに帰すべき事項により売主に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を売主に支払わなければならない。

3 買主は、第1項に定めるところにより売買物件を売主に返還するときは、売主の指定する期日までに、売買物件の所有権移転登記の承諾書を売主に提出しなければならない。なお、売主名義に所有権を移転するために必要な登記費用等は、すべて買主の負担とする。

4 第1項ただし書きにより、売買物件を返還したときは、当該売買物件内に残置したものの所有権はすべて売主に帰属する。なお、これにより、買主が損害を被っても売主に対して一切の請求をすることはできない。

(違約金)

第20条 買主は、第9条、第10条及び第14条に定める義務に違反したときは、第2条の代金の100分の30に相当する金額を違約金として売主に支払わなければならない。

2 買主は、正当な理由なく第15条に定める義務に違反したときは、第2条の代金の100分の10に相当する金額を違約金として売主に支払わなければならない。

3 前2項の違約金は、第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(損害賠償)

第21条 売主は、買主がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、第20条の違約金とは別に、その損害の賠償を請求できる。

(第三者に生じた損害の責任)

第22条 売主が第17条に基づきこの契約を解除したとき、これにより買主又は第三者に損害が生じても売主はその責任を負わない。

(不当介入に関する通報報告)

第23条 買主は、契約の履行に当たって、暴力団等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく売主への報告及び警視庁管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をしなければならない。

(相殺等)

第24条 売主は、第18条の定めにより売買代金を返還する場合においては、次の各号の合計額を返還金から控除して返還するものとする。なお、控除できない金額がある場合は、買主は売主に対して別途これを支払わなければならない。

- (1) 第19条第2項に定める損害賠償金
- (2) 第19条第3項に定める登記費用等
- (3) 第20条に定める違約金
- (4) 第21条に定める損害賠償

(公租公課)

第25条 本件土地の引渡し後、本件土地に対する公租公課は、買主の負担とする。

(相隣関係等)

第26条 買主は、本件土地の引渡し以後においては、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとし、紛争が生じた場合は買主の責任において解決しなければならない。

(契約の費用)

第27条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて買主の負担とする。

(法令等の遵守)

第28条 買主は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものであることを確認し、当該物件を利用するに当たっては、当該法令等を遵守するものとする。

(端数処理)

第29条 この契約に基づき算定した金額に1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

(管轄裁判所)

第30条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、売主の事務所を管轄する地方裁判所とする。

(疑義の決定)

第31条 この契約に関し疑義がある事項又はこの契約書に記載のない事項について疑義が生じたときは、売主、買主協議の上、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、売主、買主記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年(2026年) 月 日

売主 八王子市元本郷町三丁目24番1号
八王子市
市長 初宿 和夫

買主 (住所)

(氏名)

土地売買契約書（案）

売主 八王子市 と買主 ○○○ は、土地の売買に関し、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 売主及び買主は、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件及び売買価額）

第2条 売主は、その所有する次に掲げる土地（以下「本件土地」という。）を買主に、金○○,○○○,○○○円をもって買主に売り渡す。

【物件2】

所 在 八王子市元八王子町二丁目1927番8
地 目 宅地
登記面積 132.84㎡
実測地積 132.84㎡

【物件3】

所 在 八王子市廿里町35番15
地 目 宅地
登記面積 319.79㎡
実測地積 319.79㎡

（契約保証金）

第3条 買主は、本契約締結と同時に、契約保証金として金○,○○○,○○○円を、売主の発行する納入通知書によりその指定する場所に納入しなければならない。

2 売主は、買主が次条に定める支払義務を履行したときは、契約保証金は、民法第557条に定める手付金とは解さず、前条の売買代金の一部に充当するものとする。

3 売主は、買主が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金は売主に帰属させることができる。また、買主の責に帰すべき事由により契約が無効又は履行不能となった場合においても同様とする。

4 第1項の契約保証金は、第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解しない。

5 第1項に定める契約保証金には利子を付さないものとする。

(代金の支払い)

第4条 買主は、第2条の代金のうち、前条第1項に定める契約保証金を除いた金〇〇〇〇〇〇〇〇円を、売主の発行する納入通知書により、令和8年（2026年）12月18日までにその指定する場所において支払わなければならない。

(遅延利息)

第5条 買主は、第2条の売買代金を支払期日までに支払わなかったときは、当該納付期限の翌日から支払い完了日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した遅延利息を売主に支払わなければならない。この場合において、年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。なお、遅延利息に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(所有権の移転及び物件の引渡し)

第6条 本件土地の所有権は、買主が売買代金（前条の遅延利息がある場合は、これを含む。）の支払を完了したときに、売主から買主に移転したものとする。

2 本件土地は、前項の規定により、その所有権が移転したときに、現状有姿のまま買主に対して引渡しがあったものとする。

(所有権の移転登記等)

第7条 前条の規定により本件土地の所有権が移転した後、買主は、速やかに売主に対し所有権の移転登記を請求するものとし、売主は、その請求により遅滞なく所有権の移転登記を囑託するものとする。

2 同項に係る登記に必要な書類及び費用は、買主の負担とする。

(用途の制限等)

第8条 買主は、売買物件を使用するにあたり、都市計画法、建築基準法をはじめ、各種関係法令等及び参加要項並びに売主及びその他関係各機関の定めを遵守しなければならない。

2 買主は、売買物件を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に定める風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業の用に供してはならない。

3 買主は、売買物件を次の各号に定める公序良俗に反する用途に使用してはならない。

(1) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団、その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等

- (2) 地域住民の安全及び青少年の健全育成を著しく阻害するおそれのある施設等
 - (3) 過去に社会的に重大な被害を生じさせたと認められる団体が利用する等
 - (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分の決定を受けた団体の事務所等の用途に利用する等
 - (5) その他、公序良俗に反する用途であることを売主が認めた場合
- 4 買主は、売買物件を「墓地、埋葬等に関する法律」（昭和23年法律第48号）第2条第5項に定める墓地、その他これに類する用途に供してはならない。

（危険負担）

第9条 買主は、この契約の締結のときから売買物件の引渡しの日までの間において、売主の責めに帰すことのできない理由により売買物件が滅失し、又はき損等の損害が生じたときは、売主に対してその損害の負担を請求することができないものとする。

（契約不適合責任）

第10条 買主は、この契約締結後に、この土地の数量や品質のほか、その他隠れた瑕疵があることを発見した場合に加え、買主及び第三者にこれらを原因とした損害が生じても、買主の責任と費用で対処し、売買代金の返還又は減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除等を行うことができないものとする。ただし、買主が「消費者契約法」（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者に該当する場合は、その限りではない。

2 前項ただし書きに該当する場合は、修補若しくは損害賠償請求又は契約の解除について、引渡しの日から2年以内、且つ買主が契約不適合を知ってから1年以内に書面により通知した場合に限り、売主に対して協議を申し出ることが出来るものとする。ただし、買主の責めに帰すべき事由による場合、契約締結時に買主が知っていた場合又は間接損害若しくは予見すべき特別の事情による損害である場合を除く。

3 前項の規定による売主の責任の範囲（賠償額）は、第2条に定める売買代金を限度額とする。

（所有権の移転等の禁止）

第11条 買主は、この契約の所有権移転日から3年間、第三者に所有権の移転をし、又は権利の設定をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この限りではない。

- (1) 買主が、売買物件を購入し、又は自らの建物を建設するにあたり、資金を借り受けるために抵当権を設定する場合
- (2) 買主が、相当の有益費を投じて造成等を行い宅地分譲する場合
- (3) 買主が、住宅を建設し分譲する場合
- (4) その他相当の事由があると売主が認めた場合

2 買主は、前項ただし書の規定により第三者に所有権の移転をし、又は権利の設定をする場合、あらかじめ売主に対して、売主の求める書面を提出し、売主の承諾書の交付を受けなければならない。

3 買主は、第1項ただし書の規定により売買物件について第三者に所有権を移転し、又は権利を設定する場合には、この契約に定める義務を書面により承継させなければならない。

(実地調査等)

第12条 売主は、この契約に定める事項に関して、必要があると認めるときは、買主に対し質問し、随時に売買物件の現地、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 買主は、売主から要求があるときは、売買物件について所有権の移転又は権利の設定を行っていない事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて、売買物件の利用状況等を直ちに売主に報告しなければならない。

3 買主は、正当な理由なく前2項に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(契約の解除)

第13条 売主は、買主が次の各号のいずれかに該当した場合は、催告をしないで、この契約を解除することができる。

- (1) 第3条の規定に違反したとき。
 - (2) 第4条の規定に違反したとき。
 - (3) 第8条の規定に違反したとき。
 - (4) 第11条第1項又は第2項の規定に違反したとき。
 - (5) 買主が八王子市暴力団排除条例第2条又は第7条に規定するものであったとき、並びに東京都暴力団排除条例第24条第1項又は第3項に違反している事実があるものであったとき。
- 2 売主は、前項に規定する場合を除くほか、買主がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告の上、この契約を解除することができる。

(返還金等)

- 第14条 売主は、第13条に定める解除権を行使したときは、買主が第15条に定める義務を完全に履行した後、買主が第2条の定めにより支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。
- 2 売主が解除権を行使したときは、買主の負担した契約の費用は返還しない。
- 3 売主が解除権を行使したときは、買主が支払った違約金及び買主が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用を売主に請求することはできない。
- 4 買主は、売主が解除権を行使したときであっても、第16条に定める違約金及び第17条に定める損害賠償金を支払わなければならない。
- 5 売主は、第1項の規定により売買代金を返還する場合において、買主が第16条に定める違約金又は第17条に定める損害賠償金を支払うべき義務があるときは、返還すべき売買代金とこれらの違約金等の全部又は一部と相殺する。

(原状回復等)

- 第15条 買主は、売主が解除権を行使したときは、売主の指定する期日までに、買主の負担で、売買物件を原状に回復して売主に返還しなければならない。ただし、売主が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。
- 2 買主は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を売主に支払わなければならない。又、買主の責めに帰すべき事項により売主に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を売主に支払わなければならない。
- 3 買主は、第1項に定めるところにより売買物件を売主に返還するときは、売主の指定する期日までに、売買物件の所有権移転登記の承諾書を売主に提出しなければならない。なお、売主名義に所有権を移転するために必要な登記費用等は、すべて買主の負担とする。
- 4 第1項ただし書きにより、売買物件を返還したときは、当該売買物件内に残置したものの所有権はすべて売主に帰属する。なお、これにより、買主が損害を被っても売主に対して一切の請求をすることはできない。

(違約金)

- 第16条 買主は、第8条及び第11条に定める義務に違反したときは、第2条の代金の100分の30に相当する金額を違約金として売主に支払わなければならない。
- 2 買主は、正当な理由なく第12条に定める義務に違反したときは、第2条の代金の100分の10に相当する金額を違約金として売主に支払わなければならない。

3 前2項の違約金は、第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(損害賠償)

第17条 売主は、買主がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、第16条の違約金とは別に、その損害の賠償を請求できる。

(第三者に生じた損害の責任)

第18条 売主が第13条に基づきこの契約を解除したとき、これにより買主又は第三者に損害が生じても売主はその責任を負わない。

(不当介入に関する通報報告)

第19条 買主は、契約の履行に当たって、暴力団等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく売主への報告及び警視庁管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をしなければならない。

(相殺等)

第20条 売主は、第14条の定めにより売買代金を返還する場合においては、次の各号の合計額を返還金から控除して返還するものとする。なお、控除できない金額がある場合は、買主は売主に対して別途これを支払わなければならない。

- (1) 第15条第2項に定める損害賠償金
- (2) 第15条第3項に定める登記費用等
- (3) 第16条に定める違約金
- (4) 第17条に定める損害賠償

(公租公課)

第21条 本件土地の引渡し後、本件土地に対する公租公課は、買主の負担とする。

(相隣関係等)

第22条 買主は、本件土地の引渡し以後においては、近隣住民その他第三者との紛争が生じないよう留意するものとし、紛争が生じた場合は買主の責任において解決しなければならない。

（契約の費用）

第23条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて買主の負担とする。

（法令等の遵守）

第24条 買主は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものであることを確認し、当該物件を利用するに当たっては、当該法令等を遵守するものとする。

（端数処理）

第25条 この契約に基づき算定した金額に1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

（管轄裁判所）

第26条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、売主の事務所を管轄する地方裁判所とする。

（疑義の決定）

第27条 この契約に関し疑義がある事項又はこの契約書に記載のない事項について疑義が生じたときは、売主、買主協議の上、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、売主、買主記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年（2026年） 月 日

売主 八王子市元本郷町三丁目24番1号
八王子市
市長 初宿 和夫

買主 （住所）

（氏名）

提出書類様式

一般競争入札参加申込書

令和8年(2026年) 月 日

八王子市長 初宿 和夫 殿

市有地の売払いに係る一般競争入札に参加します。

また、参加申込みにあたり、入札に係る参加要項の内容を了承のうえ、次の事項については事実と相違ないことを誓約し申し込みます。

- (1) 「令和8年度(2026年度)一般競争入札による市有地の売払い参加要領」(以下「参加要領という」)に記載する入札参加制限事項に該当しません。
- (2) 入札に際し、参加要領及び入札物件の法令上の規制等、すべて承諾のうえで参加します。
- (3) 落札した物件の活用にあたっては、法令等の規制を遵守します。
- (4) 落札した場合、氏名等の公表に同意します。

1 申込者

1	住所(所在地)	
	氏名(法人名)	印
	代表者名	
	電話	

※共有名義(あり)他__名(別紙「様式1-2」のとおり)

2 入札参加物件

物件番号	
所在地	

<添付書類>

- ① 印鑑登録証明書(発行から3か月以内のもの)
 - ② 「様式3」委任状(代理人が入札する場合)
- ※上記①・②を共有名義の場合は、共有者全員分提出してください。

受付印

一般競争入札参加申込受付書

令和8年(2026年) 月 日

1	住所(所在地)	
	氏名(法人名)	

※共有名義(あり)他__名(別紙「様式1-2」のとおり)

様

次に物件に係る一般競争入札の参加申込みを共有名義(あり・なし)で受け付けました。

【入札参加物件】

物件番号	
所在地	

八王子市 財務部改革推進課

受付印

<注意事項>

- ① 入札当日にこの受付書を、入札書に同封などをせずに持参してください。
- ② 集合時間を過ぎた場合は、入札に参加することはできません。
- ③ 代理人が入札を行う場合は、必ず「様式3」委任状を持参してください。
- ④ 参加要領「6 入札及び開札(6)入札の無効」(7ページ参照)に該当する場合は、入札は無効となります。

一般競争入札参加申込書

令和8年(2026年) 月 日

八王子市長 初宿 和夫 殿

市有地の売払いに係る一般競争入札に
様式1-1の申込者()と共有名義で参加します。
また、参加申込みにあたり、入札に係る参加要領の内容を了承のうえ、様式1-1に記載の
ある事項については事実と相違ないことを誓約し申し込みます。

1 申込者

2	住所(所在地)	
	氏名(法人名)	印
	代表者名	
	電話	
3	住所(所在地)	
	氏名(法人名)	印
	代表者名	
	電話	
4	住所(所在地)	
	氏名(法人名)	印
	代表者名	
	電話	
5	住所(所在地)	
	氏名(法人名)	印
	代表者名	
	電話	

一般競争入札参加申込受付書

令和8年(2026年) 月 日

2	住所(所在地)	
	氏名(法人名)	
3	住所(所在地)	
	氏名(名称)	
4	住所(所在地)	
	氏名(名称)	
5	住所(所在地)	
	氏名(名称)	

様 様
様 様

次に物件に係る一般競争入札の参加申込みを
様式1-1の申込者()と共有名義で受け付けました。

【入札参加物件】

物件番号	
所在地	

八王子市 財務部改革推進課

受付印

入札書

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

※上記の金額を記載する際は、アラビア数字で記入及び金額の前に「¥」を付記してください。

令和8年(2026年)9月1日付で公募した「令和8年度(2026年度)一般競争入札による市有地の売払い」について、参加要領及び売買契約書(案)を承諾のうえ、入札いたします。

物件番号	所在地	地積(m ²)

令和8年(2026年) 月 日

八王子市長 初宿 和夫 殿

<入札申込者>

住所(所在地)

氏名(法人名)

代表者名

印

※共有名義(あり : 別紙「様式1-2」のとおり)

<代理人>

住 所

氏 名

印

<注意事項>

- (1) 最低入札価格の設定があるため、参加要領及び物件調書でその金額を確認のうえ、入札金額を記入してください。
- (2) 入札書は、入札用封筒(作成手順)を確認のうえ、封筒に入れて提出してください。
- (3) 共有名義での入札する場合は、様式2-1と2-2を入札用封筒に同封してください。
- (4) 代理人が入札する場合は、必ず「様式3」委任状を持参してください。また、上記に代理人の住所、氏名及び押印してください。

入札書

令和 8 年(2026 年)9 月1日付で公募した「令和8年度(2026年度)一般競争入札による市有地の売払い」について、参加要領及び売買契約書(案)を承諾のうえ、様式2-1 の入札申込者()と共有名義で入札いたします。

令和8年(2026年) 月 日

八王子市長 初宿 和夫 殿

<入札申込者>	
住所(所在地)	
氏名(法人名)	
代表者名	印
住所(所在地)	
氏名(法人名)	
代表者名	印
住所(所在地)	
氏名(法人名)	
代表者名	印
住所(所在地)	
氏名(法人名)	
代表者名	印
住所(所在地)	
氏名(法人名)	
代表者名	印

委 任 状

令和8年(2026年) 月 日

八王子市長 初宿 和夫 殿

入札申込者(委任者)

住所(所在地)

氏名(法人名)

印

代表者名

私は、下記の者を代理人と定め、令和8年(2026年)9月1日付で公募した「令和8年度(2026年度)一般競争入札による市有地の売払い」において、入札の参加に関する一切の権限を委任します。

記

<代理人>

住所		代理人使用印
フリガナ		
氏名		
生年月日 (個人のみ)		

<注意事項>

- (1) 入札申込者の印は、印鑑登録されている印を押印してください。
- (2) 代理人使用印の枠内には、代理人が使用する印鑑(認印可)を押印してください。そのため、代理人は、入札において必ずその印鑑を使用してください。
- (3) 個人が代理人となる場合は、和暦で生年月日を記入してください。

委任状

令和8年(2026年) 月 日

八王子市長 初宿 和夫 殿

入札申込者(委任者)

住所(所在地)

氏名(法人名)

代表者名

印

住所(所在地)

氏名(法人名)

代表者名

印

住所(所在地)

氏名(法人名)

代表者名

印

住所(所在地)

氏名(法人名)

代表者名

印

住所(所在地)

氏名(法人名)

代表者名

印

私は、下記の者を代理人と定め、令和 8 年(2026 年)9 月1日付で公募した「令和8年度(2026年度)一般競争入札による市有地の売払い」において、入札の参加に関する一切の権限を、共有名義で委任します

記

<代理人>

住所		代理人使用印
フリガナ		
氏名		
生年月日 (個人のみ)		

<注意事項>

- (1) 入札申込者の印は、印鑑登録されている印を押印してください。
- (2) 代理人使用印の枠内には、代理人が使用する印鑑(認印可)を押印してください。そのため、代理人は、入札において必ずその印鑑を使用してください。
- (3) 個人が代理人となる場合は、和暦で生年月日を記入してください。
- (4) 共有名義で参加される方は、様式2-1「入札書」に記載した申込者に代理人がいる場合及び様式2-2「入札書(共有名義用)」に記載した共有者全員分を様式 3-2 で提出してください。

各提出書類様式の記入例

一般競争入札参加申込書

令和8年(2026年)●月●日

八王子市長 初宿 和夫 殿

市有地の売払いに係る一般競争入札に参加します。
また、参加申込みにあたり、入札に係る参加要項の内容を了承のうえ、次の事項については事実と相違ないことを誓約し申し込みます。

- (1) 「令和8年度(2026年度)一般競争入札による市有地の売払い参加要領」(以下「参加要領という」)に記載する入札参加制限事項に該当しません。
- (2) 入札に際し、参加要領及び入札物件の法令上の規制等、すべて承諾のうえで参加します。
- (3) 落札した物件
- (4) 落札した場合

共有名義での参加申込みの場合は、共有名義者の中で、
連絡の窓口となる方を記入してください。

1 申込者

1	住所(所在地)	東京都八王子市元本郷町 3 丁目24-1
	氏名(法人名)	株式会社●●●●
	代表者名	代表取締役 八王子 太郎
	電話	●●-●●-●●

※共有名義(☒) 他 3 名(別紙「様式1-2」のとおり)

2 入札参加物件

物件番号	●
所在地	八王子市●●丁目●●番●●

<添付書類>

- ① 印鑑登録証明書(発行から3か月以内のもの)
 - ② 「様式3」委任状(代理人が入札する場合)
- ※上記①・②を共有名義の場合は、全員分提出してください。

受付印

一般競争入札参加申込受付書

令和8年(2026年)●月●日

1	住所(所在地)	東京都八王子市元本郷町 3 丁目24-1
	氏名(法人名)	株式会社●●●●

※共有名義(☒) 他 3 名(別紙「様式1-2」のとおり)

株式会社●●●● 様

次に物件に係る一般競争入札の参加申込みを共有名義(☒ ・ なし)
で受け付けました。

【入札参加物件】

共有名義の有無に丸をつけてください。

物件番号	●
所在地	八王子市●●丁目●●番●●

提出する印鑑登録証明書と同じ印を押印
してください。

八王子市 財務部改革推進課

受付印

共有名義での参加申込みされる場合は、「あり」に丸をつけ、
「1 申込者」欄に記入した方を除く人数を記入してください。

<注意事項>

- ① 入札当日にこの受付書を、入札書に同封などをせずに持参してください。
- ② 集合時 左記の「一般競争入札参加申込書」と同じ内容を
- ③ 代理人 記入してください。
- ④ 参加要領「6 入札及び開札(6) 入札の無効」(7 ページ参照)に該当する場合は、入札は無効となります。

一般競争入札参加申込書

共有名義での参加申込みの場合は、様式1-1で記入した
申込者の「氏名(法人名)」を記入してください。

2026年)●月●日

市有地の売払いに係る一般競争入札に
様式1-1の申込者(株式会社●●●●)と共有名義で参加します。
また、参加申込みにあたり、入札に係る参加要領の内容を了承のうえ、様式1-2に記載の
ある事項については事実と相違ないことを誓約し申し込みます。

1 申込者

2	住所(所在地)	東京都●●●市●●町●丁目●-●
	氏名(法人名)	株式会社●●●● 
	代表者名	代表取締役 ●● ●●
	電話	●●-●●-●●
3	住所(所在地)	東京都●●●市●●町●丁目●-●
	氏名(法人名)	株式会社●●●● 
	代表者名	代表取締役 ●● ●●
	電話	●●-●●-●●
4	住所(所在地)	神奈川県●●●市●●町●丁目●-●
	氏名(法人名)	株式会社●●●● 
	代表者名	代表取締役 ●● ●●
	電話	●●-●●-●●
5	住所(所在地)	様式1-1 に記入した申込者以外の共有名義で 参加申込みされる全員分を記入してください。 また、提出する印鑑登録証明書と同じ印を押印 してください。
	氏名(法人名)	
	代表者名	
	電話	

一般競争入札参加申込受付書

令和8年(2026年)●月●日

2	住所(所在地)	東京都●●●市●●町●丁目●-●
	氏名(法人名)	株式会社●●●●
3	住所(所在地)	東京都●●●市●●町●丁目●-●
	氏名(名称)	株式会社●●●●
4	住所(所在地)	神奈川県●●●市●●町●丁目●-●
	氏名(名称)	株式会社●●●●
5	住所(所在地)	
	氏名(名称)	

株式会社●●●●

様

株式会社●●●●

様

株式会社●●●●

様

株式会社●●●●

様

次に物件に係る一般競争入札の参加申込みを

様式2-1の申込者(株式会社●●●●)と共有名義で受け付けました。

【入札参加物件】

物件番号	●
所在地	八王子市●●丁目●●番●●

八王子市 財務部改革推進課

受付印

左記の「一般競争入札参加申込書」と同じ内容を
記入してください。

入札書

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

※上記の金額を記載する際は、アラビア数字で記入及び金額の前に「¥」を付記してください。

令和8年(2026年)9月1日付で公募した「一般競争入札による市有地の売払い」について、参加要項及び売買契約書(案)を承諾のうえ、入札いたします。

物件番号	所在地	実測地積(㎡)	延床面積(㎡)
●	八王子市●●丁目●●番●●	●●●.●	●●●.●

※物件番号2の場合は、延床面積(㎡)欄は記載しないください。

令和8年(2026年)10月29日

共有名義の場合においては、入札及び開札に参加される方を記入してください。

<入札申込者>

住所(所在地) 東京都八王子市元本郷町三丁目24-1

氏名(法人名) 株式会社●●●●

代表者名 代表取締役 八王子 太郎

※共有名義(あり : 別紙「様式2-2」のとおり)

提出した印鑑登録証明書と
同じ印を押印してください。

印

共有名義で参加申込みをされた場合は、「あり」に丸をつけてください。

代理人がいる場合のみ、記入してください。また、様式3「委任状」に押印した使用印と同じ印を押印してください。

<代理人>

住 所 東京都●●●市●●町●丁目●-●

氏 名 八王子 二郎

印

<注意事項>

- (1) 最低入札価格の設定があるため、参加要領及び物件調書でその金額を確認のうえ、入札金額を記入してください。
- (2) 入札書は、入札用封筒(作成手順)を確認のうえ、封筒に入れて提出してください。
- (3) 共有名義での入札する場合は、様式2-1と2-2を入札用封筒に同封してください。
- (4) 代理人が入札する場合は、必ず「様式3」委任状を持参してください。また、上記に代理人の住所、氏名及び押印してください。

入札書

令和8年(2026年)9月1日付で公募した「令和8年度(2026年度)一般競争入札による市有地の売払い」について、参加要項及び売買契約書(案)を承諾のうえ、様式2-1の入札申込者(株式会社●●●●)と共有名義で入札いたします。

令和8年(2026年)10月29日

様式2-1の入札申込者欄で記入した「氏名(法人名)」を記入してください。

様式2-1 に記入した入札申込者以外の共有名義で参加申込みされる全員分を記入してください。また、提出した印鑑登録証明書と同一印を押印してください。

<入札申込者>

住所(所在地) 東京都●●●市●●町●丁目●-●

印

氏名(法人名) 株式会社●●●●

代表者名 代表取締役 ●● ●●

住所(所在地) 東京都●●●市●●町●丁目●-●

印

氏名(法人名) 株式会社●●●●

代表者名 代表取締役 ●● ●●

住所(所在地) 東京都●●●市●●町●丁目●-●

印

氏名(法人名) 株式会社●●●●

代表者名 代表取締役 ●● ●●

住所(所在地) 神奈川県●●●市●●町●丁目●-●

印

氏名(法人名) 株式会社●●●●

代表者名 代表取締役 ●● ●●

住所(所在地)

印

氏名(法人名)

代表者名

委 任 状

令和8年(2026年)●月●日

八王子市長 初宿 和夫 殿

入札申込者(委任者)

提出した印鑑登録証明書と
同じ印を押印してください。

住所(所在地) 東京都●●●市●●町●丁目●-●

氏名(法人名) 株式会社●●●●



代表者名 代表取締役 八王子 太郎

私は、下記の者を代理人と定め、令和8年(2026年)9月1日付で公募した「令和8年度(2026年度)一般競争入札による市有地の売払い」において、入札の参加に関する一切の権限を委任します。

記

<代理人>

住所	東京都●●●市●●町●丁目●-●	代理人使用印 
フリガナ	ハチオウジ ジロウ	
氏名	八王子 二郎	
生年月日 (個人のみ)	平成●年●月●日	

<注意事項>

- (1) 入札申込者の印は、印鑑登録されている印を押印してください。
- (2) 代理人使用印の枠内には、代理人が使用する印鑑(認印可)を押印してください。そのため、代理人は、入札において必ずその印鑑を使用してください。
- (3) 個人が代理人となる場合は、和暦で生年月日を記入してください

委 任 状

令和8年(2026年) 月 日

入札申込者(委任者)

八王子市長 初宿 和夫 殿

様式3-1 に記入した入札申込者
以外の共有名義で参加申込みさ
れる全員分を記入してください。
また、提出した印鑑登録証明書と
同じ印を押印してください。
複数ページになる場合、割り印を
押印してください。

住所(所在地) 東京都●●●市●●町●丁目●ー●

氏名(法人名) 株式会社●●●●

代表者名 代表取締役 ●● ●●

印

住所(所在地) 東京都●●●市●●町●丁目●ー●

氏名(法人名) 株式会社●●●●

代表者名 代表取締役 ●● ●●

印

住所(所在地) 東京都●●●市●●町●丁目●ー●

氏名(法人名) 株式会社●●●●

代表者名 代表取締役 ●● ●●

印

住所(所在地) 神奈川県●●●市●●町●丁目●ー●

氏名(法人名) 株式会社●●●●

代表者名 代表取締役 ●● ●●

印

住所(所在地) 神奈川県●●●市●●町●丁目●ー●

氏名(法人名) 株式会社●●●●

代表者名 代表取締役 ●● ●●

印

私は、下記の者を代理人と定め、令和 8 年(2026 年)9 月1日付で公募した「令和8年度(2026年度)一般競争入札による市有地の売払い」において、入札の参加に関する一切の権限を、共有名義で委任します。

記

<代理人>

住所	東京都●●●市●●町●丁目●ー●	代理人使用印 
フリガナ	ハチオウジ ジロウ	
氏名	八王子 二郎	
生年月日 (個人のみ)	平成●年●月●日	

<注意事項>

- (1) 入札申込者の印は、印鑑登録されている印を押印してください。
- (2) 代理人使用印の枠内には、代理人が使用する印鑑(認印可)を押印してください。そのため、代理人は、入札において必ずその印鑑を使用してください。
- (3) 個人が代理人となる場合は、和暦で生年月日を記入してください。
- (4) 共有名義で参加される方は、様式2-1「入札書」に記載した申込者に代理人がいる場合及び様式2-2「入札書(共有名義用)」で記載した共有者全員分を様式 3-2 で提出してください。

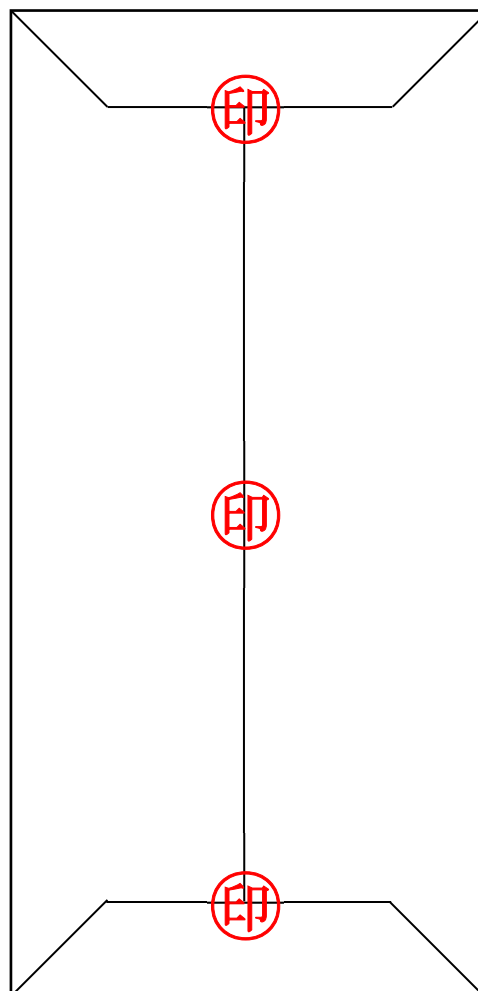
入札書用封筒の作成

入札書を封入する封筒は、注意事項を確認のうえ、次のとおりに記入及び作成してください。

入札書用封筒（表）

八王子市長 初宿 和夫 殿
件 名 一般競争入札による市有地の売払い
 入 札 書 在 中
住 所(所在地) 東京都●●市●●町●丁目●-●
氏 名(名称) 株式会社●●●●●
代表者名 代表取締役 ●● ●●

入札書用封筒（裏）



- ① 縦書き及び横書きのどちらでも有効です。
- ② 入札書用封筒に封かん（封の糊付け）をしてください。
- ③ 「印」は使用（登録）印と同じものを使用し、封筒の継ぎ目3ヶ所に封印（押印）してください。

<注意事項>

- (1) 入札参加者が使用する封筒に応じて作成してください。
- (2) 上記①・②がされていないものは、入札は無効となります。